

# 28事務年度行政方針が求められる 金融仲介機能 Q & A

Q1～4 大内修  
Q5～7 飯山高康

まずは平成28事務年度金融行政方針について、金融仲介機能・融資業務に関わる部分のポイントをQ&A方式で解説する。

## Q1 今回の金融行政方針は どんなことを求めているの？ これまでとの違いは？



シート上の健全性ばかり議論するといった傾向  
・「部分への集中」の問題  
金融機関の経営全体の中で真に重要なリスクを議論するのではなく、もっぱら個別の資産査定にリソースを投入するといった傾向

### 金融機関自身による 創意工夫の重要性を指摘

同時に、「横並びの量的な拡大競争に集中するようなビジネスモデルは限界に近づいてきている」としたうえで、「金融機関は、多様化する顧客ニーズを的確に捉え、質の高いサービスを工夫し、顧客とともに成長する新しいビジ

## A

「平成28事務年度金融行政方針」では、まず現状の問題点や課題を次のように整理している。

金融庁（金融監督庁）はその発足当初、「不良債権問題の解決など、当時の緊急の課題に対応するため、「ルール重視の事後チェック型行政」の方針を打ち出し、厳

格な個別資産査定や法令遵守状況の確認を中心とする検査・監督手法を確立し、不良債権問題の克服等一定の成果を出した。

しかし、こうした手法を機械的に継続すると、以下のような副作用が生じるおそれがあると指摘。従来の検査・監督の成果を評価する一方で、その問題点や課題を明

確にした。

### ・「形式への集中」の問題

銀行融資において、借り手の事業内容ではなく、担保・保証があるかといった形式を必要以上に重視する傾向

### ・「過去への集中」の問題

将来の経営の持続可能性よりも過去の経営の結果であるバランス

ネスモデルを確立していく必要性が高まっている」と指摘。「金融機関自身による主体的で多様な創意工夫」の重要性を明記した。

金融行政の手法についても、金融機関が最低限満たすべき基準の遵守状況をチェックする従来のルールベースではなく、「個々の金融機関の状況に応じて行う動的な監督や、金融機関の創意工夫を促す対話といった手法を活用していく必要がある」とし、検査・監督の基本的な考え方として以下の点に重点を置いたモニタリングの手法を活用していくとしている。

### ①形式から実質へ

規制の形式的な遵守（ミニマム・スタンダード）のチェックより、実質的に良質な金融サービスの提供（ベスト・プラクティス）の提供

### ②過去から将来へ

過去の一時点の健全性の確認より、将来に向けたビジネスモデルの持続可能性等

### ③部分から全体へ

特定の個別問題への対応に集中するより、真に重要な問題への対応ができてくるか等

### 担保・保証や財務数値に 依存しない融資を求める

金融機関に対しては、次の二つのことを求めている。

●顧客本位の業務運営（フィデューシャリー・デューティー）の確立と定着

「活力ある資本市場と安定的な資産形成の実現、市場の公正性・透明性の確保」の項で、金融機関が金融商品やサービスを提供する際には、「顧客本位の販売商品の選定・提案、顧客本位の経営姿勢と整合的な業績評価、顧客本位の取組みの自主的な開示、商品のリスクの所在等の説明（資料）の改善、顧客が直接・間接に支払う手数料率（額）及びそれがいかなる

サービスの対価なのかの明確化、これらを通じた顧客との間の利益相反や情報の非対称性の排除（情報提供の充実）等」について改善を促していくことを明記。リスクを内包する商品の販売や仲介にあたって、顧客本位をより強化するよう求めている。

### ●金融仲介機能の質の向上

「金融仲介機能の十分な発揮と健全な金融システムの確保等」の項で、以下の取組みを進めていくとし、融資において担保・保証や財務数値に依存しない取組みを強く促していく方針を明確にした。

### ①「日本型金融排除」の実態把握

十分な担保・保証のある先や高い信用力のある先以外に対する金融機関の取組みが十分でないために、企業価値の向上が実現できず、金融機関自身もビジネスチャンス逃している状況（「日本型金融排除」が生じていないか、金融機関と企業双方からのヒアリング等を通じて実態把握を行う。②金融仲介の質の向上に向けての金融機関との深度ある対話 どうすれば金融仲介の質を一層

## POINT

- 金融機関の主体的な創意工夫を促すとともに、サービスの質や持続可能性などを重視したモニタリングを実施
- リスク商品販売での顧客本位の対応の強化や、担保・保証や財務数値に依存しない融資の推進等を求めている